

令和2年12月18日

児童発達支援事業所 管理者 様  
放課後等デイサービス事業所 管理者 様

名古屋市子ども青少年局  
子育て支援部子ども福祉課長

児童発達支援および放課後等デイサービス事業所において  
新型コロナウイルスの感染者が発生した場合等の対応の改訂について（その3）

みだしのことにつきましては、令和2年11月2日付「児童発達支援および放課後等デイサービス事業所において新型コロナウイルスの感染者が発生した場合等の対応について（その2）」で既に改訂について、お知らせさせていただきましたが、下記のとおり再度改訂をさせていただきましたので、内容をご確認いただき感染拡大防止のため適切に対応していただくようお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症については日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて随時お知らせさせていただくことを申し添えます。

記

1 子ども又は職員が新型コロナウイルスに感染した場合の対応

(1) 陽性が確認された時点の対応について

①速やかに子ども福祉課に報告する

- ・感染者が発生した旨をできる限り速やかに別紙報告様式※にて電子メールにより送付いただくとともに、平日の開庁時間内に電話でご連絡いただきますようお願いします。

【連絡先】

○平日（開庁時間内：8時45分～17時30分）

Emailアドレス：[a2520@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2520@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp)

電話番号：052-972-3187

○土・日曜日、休日、祝日、平日の開庁時間外、年末年始（12月28日～1月3日）

Emailアドレス：[nagoya.kodomofukushi@gmail.com](mailto:nagoya.kodomofukushi@gmail.com)

※別紙「新型コロナウイルス感染症疑い発生時等の対応フローについて」及び「新型コロナウイルス感染者が発生した場合について チェックリスト」参照

※第一報の時点ではできる限り速やかにご報告いただきたいため、把握している状況のみの記載で構いません。情報が分かり次第、随時未記入部分のご報告をお願いします。

※報告書には個人が特定できる情報を記入しないでください。

※電子メールの誤送信に十分注意ください。

- ・感染者が発生した場合は、原則として、判明次第、速やかに臨時休業とするよう要請します。また、休業等で直ちに子ども福祉課と連絡が取れない場合においても、要請があった場合と同様、感染者の発生が判明次第、速やかに臨時休業とするよう検討をお願いします。その場合は、事後速やかに報告をしてください。
- ・休業を要請する期間は、感染者が最後に利用もしくは勤務をした日の翌日から14日間の予定です。なお、保健センターの判断等を踏まえ休業要請を行わない場合や休業期間を変更する場合があります。
- ・休業期間中も子ども福祉課と連絡が取れるように、緊急連絡先等の報告をお願いします。

②保護者・職員及び利用者が関係する他事業所に対し、事業所で感染が判明し休業する旨をお知らせする。

- ・臨時休業を決定した場合は、利用自粛をしているご家庭も含め全ての保護者及び職員へ速やかにお知らせください。
- ・保護者の同意を取った上で事業所の利用者が通う他の障害児通所支援事業所等へ速やかにお知らせください。
- ・お知らせの際に、プライバシーや人権が脅かされないことがないように、情報の取り扱いにつきましては、十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

(2) 休業期間中の対応について

①子ども・職員の健康状態の把握等

- ・休業期間中において可能な限り保護者や職員と連絡を取って健康状態等の把握等をお願いします。
- ・子どもや職員に、発熱や風邪症状等が出た場合は、速やかに保健センターへ連絡するようお伝えください。
- ・子どもや職員がPCR検査を受けた場合や検査結果が判明した場合は、速やかに事業所に報告するようお伝えください。また併せて、事業所から子ども福祉課に報告をお願いします。
- ・なお、本市から要請を受けて臨時休業している事業所等において、電話やメールその他の方法で児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行った場合につきましては、報酬の対象とすることが可能です。  
※代替支援の方法については本市 Q&A「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援事業所の人員配置等基準に関する取扱いについて」を参照
- ・その他、保健センター等の指示に従って、施設の消毒等ご協力をお願いします。

②施設の再開について

保健センターの指示・助言をもとに、子ども福祉課と調整の上、施設の再開を判断していただくようご協力をお願いします。

## 2 その他

- ・令和2年11月27日付「放課後等デイサービス事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応方針について」3対応方針(2)ウに関連して、名古屋市立学校(園)で感染が判明した場合について、子どもが在校中に下校となる場合があります。その場合につきまして、判明次第速やかに、当該学校(園)に通う子どもについて、可能であれば事業所の利用を控えていただくなど、感染拡大防止の趣旨を踏まえご対応をお願いいたします。
- ・事業所において利用者または職員が保健センター等により 濃厚接触者と判断された場合や、PCR検査や抗原検査等の新型コロナウイルス感染症にかかる検査を受検する場合についても感染者が発生した場合と同様、速やかに別紙報告様式によりご報告いただきますようお願いいたします。
- ・その他、国通知の「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)」(令和2年10月15日付け事務連絡)等により、引き続き感染症対策にご留意くださいますようお願い致します。

子ども発達支援係 (TEL : 052-972-3187 FAX : 052-972-4438)